

第1号議案

件 名	公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について
提案理由等	令和7年度栃木県議会第409回通常議会において議決された、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例により、関係する規則の一部改正をするものである。

公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

県議会第409回通常会議で「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に係る特別措置に関する条例等」の一部を改正する条例案が可決されたことから、関係規則の一部改正をするものである。

2 改正の概要

(1) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正

義務教育等教員特別手当について、職務や勤務の状況に応じた給与とする観点から「別表第1」及び「別表第2」を改定する。

学級担任の業務を行う教育職員（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級及び特別支援学校を除く）には、業務の困難性を考慮して「別表第1」及び「別表第2」の額に3,000円を加算することとする。

(2) 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

学級担任への手当が義務教育等教員特別手当として加算されるため、多学年学級担当手当を廃止する。

また、教員特殊業務手当のうち、栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第13条第1項第1号イ（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）及びウ（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）の日額を7,500円から8,000円に引き上げる。

3 施行期日等

令和8（2026）年1月1日から施行する。

○義務教育等教員特別手当に関する規則及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

義務教育等教員特別手当に関する規則及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

義務教育等教員特別手当に関する規則及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年栃木県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(校務の種類)</u></p> <p>第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第9条の6第3項の教育委員会規則で定める校務は、次に掲げる校務とする。</p> <p>(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校的学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の校務</p>	
<p><u>(権衡職員)</u></p> <p>第2条 条例第9条の6第4項</p> <p>_____に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p><u>(権衡職員)</u></p> <p>第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第9条の6第3項に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>
<p><u>(義務教育等教員特別手当の月額)</u></p> <p>第3条 第1条第2号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p>	<p><u>(義務教育等教員特別手当の月額)</u></p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p>

<p>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>2 第1条第1号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項に定める額に3,000円を加算した額とする。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第4条 この規則に定めるもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。</u></p>	<p>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する<u>第3条第1項</u>の規定の適用については、当分の間、<u>同項各号</u>中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する<u>第2条</u>の規定の適用については、当分の間、<u>同条各号</u>中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p>

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年						
前再	1～4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
任用	5～8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
短時	9～12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
間勤	13～16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
務職員	17～20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
員以外の職員	21～24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25～28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29～32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33～36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37～40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41～44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45～48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49～52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53～56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57～60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61～64	2,500	3,200	4,500	4,900	

	65～68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69～72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73～76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77～80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81～84	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85～88	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89～92	2,900	3,900	5,000		
	93～96	3,000	4,000	5,000		
	97～100	3,100	4,100	5,100		
	101～104	3,100	4,200	5,100		
	105～108	3,200	4,300	5,100		
	109～112	3,200	4,400			
	113～116	3,200	4,400			
	117～120	3,300	4,500			
	121～124	3,300	4,600			
	125～128	3,300	4,700			
	129～132		4,700			
	133～136		4,700			
	137～140		4,700			
	141～144		4,700			
	145～148		4,800			
	149～152		4,900			
	153～156		4,900			
	157		4,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年	1～4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
前再	5～8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
任用	9～12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
短時	13～16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
間勤	17～20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
務職	員以外の	21～24	1,700	2,200	3,500	4,400
						5,600

職 員	25~28	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29~32	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33~36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37~40	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41~44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45~48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49~52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53~56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57~60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61~64	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65~68	2,600	3,700	4,700	5,200	
	69~72	2,600	3,800	4,700		
	73~76	2,700	3,800	4,700		
	77~80	2,800	3,900	4,700		
	81~84	2,800	4,000	4,800		
	85~88	2,800	4,100	5,000		
	89~92	2,900	4,200	5,000		
	93~96	3,000	4,300	5,000		
	97~100	3,100	4,400	5,100		
	101~104	3,100	4,400	5,100		
	105~108	3,200	4,500	5,100		
	109~112	3,200	4,600			
	113~116	3,200	4,700			
	117~120	3,300	4,700			
	121~124	3,300	4,700			
	125~128	3,300	4,700			
	129~132	3,400	4,700			
	133~136	3,400	4,800			
	137~140	3,400	4,900			
	141~144	3,500	4,900			
	145~148	3,500	4,900			
	149~152	3,500				
	153	3,500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>第8条から第10条まで 削除</u>	<p><u>第8条及び第9条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">(多学年学級担当手当)</p> <p><u>第10条 条例第12条第1項の教育委員会が定める職員は、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師とする。</u> <u>ただし、次の各号に掲げる者を除く。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>栃木県公立学校職員給与条例第8条の規定により給料の調整額を受ける者</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>2以上の学年児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>多学年学級担当手当の額は、勤務した日1につき290円とする。</u></p>
(教員特殊業務手当) 第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1につき次のとおりとする。 (1) 略 (2) 条例第13条第1項第1号イの業務 <u>8,000円</u> (3) 条例第13条第1項第1号ウの業務 <u>8,000円</u> (4)・(5) 略	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1につき次のとおりとする。</p> <p class="list-item-l1">(1) 略</p> <p class="list-item-l1">(2) 条例第13条第1項第1号イの業務 <u>7,500円</u></p> <p class="list-item-l1">(3) 条例第13条第1項第1号ウの業務 <u>7,500円</u></p> <p class="list-item-l1">(4)・(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(教育政策課)